

# 苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会

日 時 平成30年11月1日(木)  
午後3時00分～  
場 所 苫小牧市役所 5階  
第2応接室

## 1 委嘱状交付式

- 1) 開 式
- 2) 委嘱状交付
- 3) 市長挨拶

## 2 第21期(平成30～32年度)苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会

- 1) 開 会
- 2) 委員紹介
- 3) 正・副会長の選出
- 4) 正・副会長の挨拶
- 5) 報告事項
  - ・ 平成29年度決算状況及び平成30年度上半期取扱実績等について
  - ・ 経営展望策定部会の取組経過について
- 6) 協議事項
  - ・ 業務規程の変更について(第4条 販売開始の時間)
  - ・ 仲卸人の承認について(第13条の2 青果部)
  - ・ 経営展望策定検討部会員の配置及び部会長、副部会長の選出について
- 7) その他



苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会委員名簿

第21期

(平成30年度～平成32年度) 17名

区 分	所 属 別	役 職 名	氏 名
学識経験者	苫小牧商工会議所	副 会 頭	市 町 峰 行
	苫小牧駒沢大学	准 教 授	田 崎 悦 子
消 費 者	苫小牧市町内会連合会	理 事	佐 々 木 功
	苫小牧市町内会連合会婦人部会	副 会 長	工 藤 幾 子
	苫小牧市婦人団体連絡協議会	理 事	緒 方 俊 子
	苫小牧消費者協会	会 長	山 内 幸 子
卸 売 業 者	マルトマ苫小牧卸売株式会社	代表取締役社長	菅 原 正 樹
	丸一苫小牧中央青果株式会社	常 務 取 締 役	大 窪 敏 夫
	苫小牧中央花卉株式会社	代 表 取 締 役	島 忠 義
仲 卸 組 合	苫小牧青果仲卸協同組合	理 事 長	飯 島 眞 一
	株 式 会 社 苫 花	代 表 取 締 役	鈴 木 幹 也
買 受 人 組 合	苫小牧魚菜買受人協同組合	理 事 長	石 垣 孝 幸
	苫小牧地方青果商業協同組合	副 理 事 長	田 中 敏 彦
	苫小牧生花商組合	組 合 長	米 田 嘉 慎
生 産 者	苫小牧漁業協同組合	代表理事組合長	伊 藤 信 孝
	とまこまい広域農業協同組合	参 事	服 部 啓 三
一 般 公 募	一 般 公 募	-	橋 根 啓 子



## 平成 29 年度決算状況について



平成29年度決算の収益的収支及び資本的収支の前年度比較表

(収益的収入及び支出)

(単位:千円)

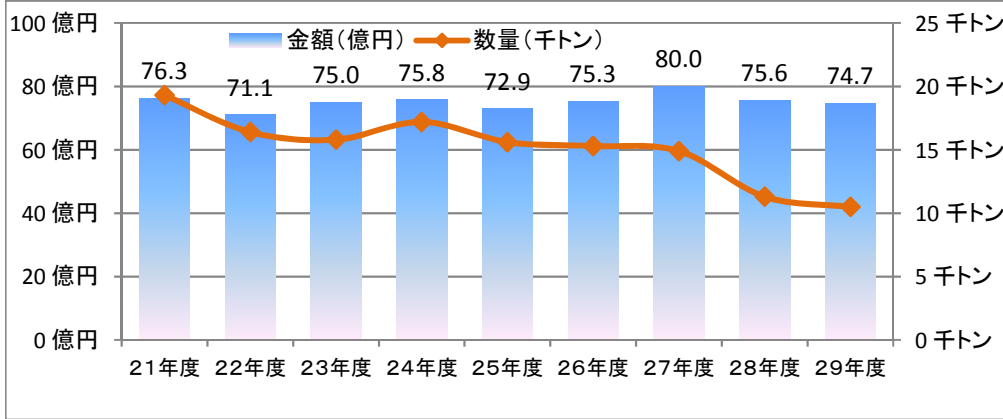
款・項・目		H28年度 (A)	H29年度 (B)	増減比較 (B-A)	伸率 (%) (B/A)	摘 要	
市場事業	営業収益	市場(売上高割)使用料	56,521	54,748	▲ 1,773	▲ 3.1	水産▲447、青果▲1,209、花卉▲117
		施設使用料	45,940	45,965	25	0.1	
		低温倉庫使用料	4,456	4,456	0	0.0	
		雑収益	29,550	30,202	652	2.2	
		<b>小 計 ①</b>	<b>136,467</b>	<b>135,371</b>	<b>▲ 1,096</b>	<b>▲ 0.8</b>	
	営業外収益	受取利息及び配当金	125	136	11	8.8	
		他会計補助金	14,778	14,886	108	0.7	
		長期前受金戻入	3,408	3,278	▲ 130	▲ 3.8	
		その他雑収益	194	569	375	193.3	
		<b>小 計 ②</b>	<b>18,505</b>	<b>18,869</b>	<b>364</b>	<b>2.0</b>	
特別	その他特別利益 ③	2,106	0	▲ 2,106	皆減	H28退職給付引当金戻入益	
<b>収入合計 ①+②+③=④</b>		<b>157,078</b>	<b>154,240</b>	<b>▲ 2,838</b>	<b>▲ 1.8</b>		
市場事業費用	営業費用	市場管理費	87,633	92,251	4,618	5.3	修繕費▲8,624、委託料5,861
		減価償却費	32,301	31,524	▲ 777	▲ 2.4	
		<b>小 計 ⑤</b>	<b>119,934</b>	<b>123,775</b>	<b>3,841</b>	<b>3.2</b>	
	営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	5,333	4,423	▲ 910	▲ 17.1	
		消費税	5,031	4,790	▲ 241	▲ 4.8	
		<b>小 計 ⑥</b>	<b>10,364</b>	<b>9,213</b>	<b>▲ 1,151</b>	<b>▲ 11.1</b>	
	予備費	予備費	0	0	0	0.0	
<b>小 計 ⑦</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0.0</b>		
<b>支出合計 ⑤+⑥+⑦=⑧</b>		<b>130,298</b>	<b>132,988</b>	<b>2,690</b>	<b>2.1</b>		
<b>収支差引 ④-⑧</b>		<b>26,780</b>	<b>21,252</b>	<b>▲ 5,528</b>	<b>▲ 20.6</b>		

(資本的収入及び支出)

款・項		H28年度 (A)	H29年度 (B)	増減比較 (B-A)	伸率 (%) (B/A)	摘 要
収入	他会計出資金	18,722	12,971	▲ 5,751	▲ 30.7	一般会計からの繰入金(償還元金の1/2)
	企業債	0	0	0	0.0	
	<b>資本的収入 ①</b>	<b>18,722</b>	<b>12,971</b>	<b>▲ 5,751</b>	<b>▲ 30.7</b>	
支出	建設改良費	6,404	10,184	3,780	59.0	H29水産棟活魚水槽/青果棟監視カメラ
	企業債償還金	37,444	25,943	▲ 11,501	▲ 30.7	H28花卉土地分償還終了
	<b>資本的支出 ②</b>	<b>43,848</b>	<b>36,127</b>	<b>▲ 7,721</b>	<b>▲ 17.6</b>	
<b>収支差引 ①-②</b>		<b>▲ 25,126</b>	<b>▲ 23,156</b>	<b>1,970</b>	<b>▲ 7.8</b>	不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補てん

平成29年度決算 3市場合計統計データ

水産:取扱量・取扱高(千トン、億円)



取扱量・取扱高

単位:億円、千トン

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
数量	19.3	16.4	15.8	17.2	15.6	15.3	14.9	11.3	10.5
金額	76.3	71.1	75.0	75.8	72.9	75.3	80.0	75.6	74.7

対前年増減

単位:億円、千トン

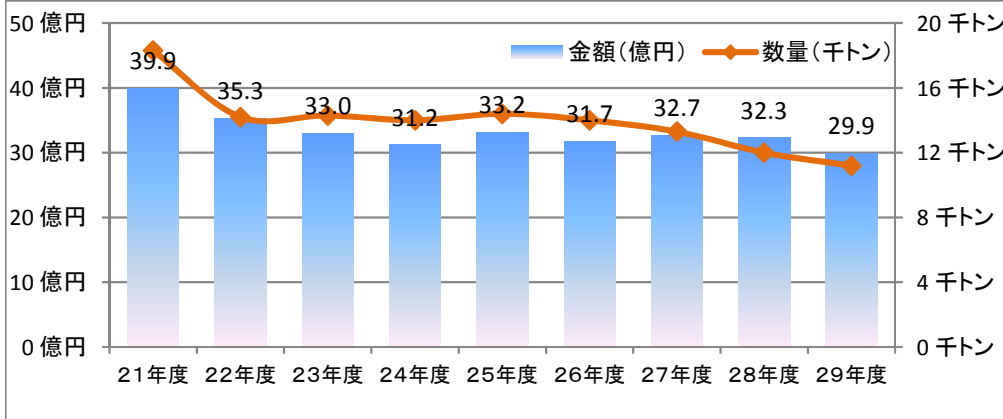
区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
数量	0.8	▲ 2.9	▲ 0.6	1.4	▲ 1.6	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 3.6	▲ 0.8
金額	▲ 6.9	▲ 5.2	3.9	0.8	▲ 2.9	2.4	4.7	▲ 4.4	▲ 0.9

対前年比

単位:%

前年比	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
数量	0.0	▲ 15.0	▲ 3.7	8.9	▲ 9.3	▲ 1.9	▲ 2.6	▲ 24.2	▲ 7.1
金額	▲ 0.1	▲ 6.8	5.5	1.1	▲ 3.8	3.3	6.2	▲ 5.5	▲ 1.2

青果:取扱量・取扱高(千トン、億円)



取扱量・取扱高

単位:億円、千トン

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
数量	18.3	14.2	14.3	14.0	14.4	14.0	13.3	12.0	11.2
金額	39.9	35.3	33.0	31.2	33.2	31.7	32.7	32.3	29.9

対前年増減

単位:億円、千トン

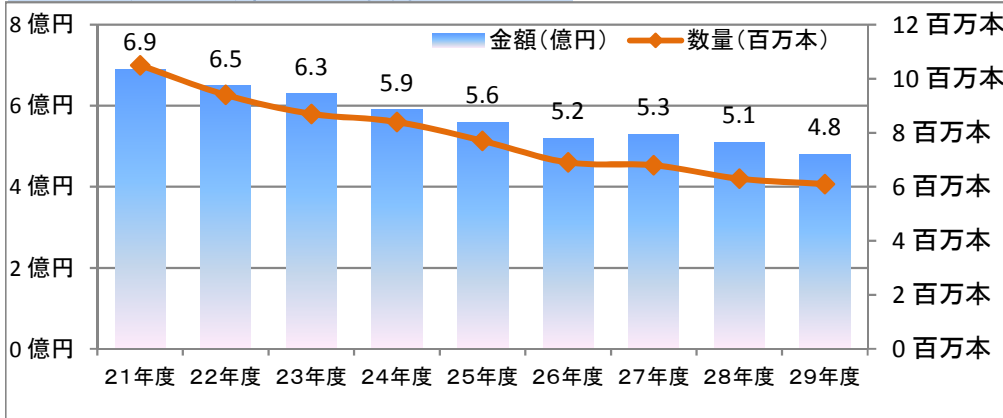
区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
数量	▲ 0.3	▲ 4.1	0.1	▲ 0.3	0.4	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 1.3	▲ 0.8
金額	▲ 1.4	▲ 4.6	▲ 2.3	▲ 1.8	2.0	▲ 1.5	1.0	▲ 0.4	▲ 2.4

対前年比

単位:%

前年比	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
数量	▲ 0.0	▲ 22.4	0.7	▲ 2.1	2.9	▲ 2.8	▲ 5.0	▲ 9.8	▲ 6.7
金額	▲ 0.0	▲ 11.5	▲ 6.5	▲ 5.5	6.4	▲ 4.5	3.2	▲ 1.2	▲ 7.4

花卉:取扱量・取扱高(百万本、億円)



単位:億円、百万本

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
数量	10.5	9.4	8.7	8.4	7.7	6.9	6.8	6.3	6.1
金額	6.9	6.5	6.3	5.9	5.6	5.2	5.3	5.1	4.8

単位:億円、百万本

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
数量	▲ 0.6	▲ 1.1	▲ 0.7	▲ 0.3	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 0.1	▲ 0.5	▲ 0.2
金額	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	0.1	▲ 0.2	▲ 0.3

単位:%

前年比	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
数量	▲ 0.1	▲ 10.5	▲ 7.4	▲ 3.4	▲ 8.3	▲ 10.4	▲ 1.4	▲ 7.4	▲ 3.2
金額	▲ 0.1	▲ 5.8	▲ 3.1	▲ 6.3	▲ 5.1	▲ 7.1	1.9	▲ 3.8	▲ 5.9



## 経営展望策定部会の取組経過について



## 《はじめに》

市場を取り巻く環境は、少子高齢化時代を迎え、生活慣習の変化や流通の多様化などから今後は取扱高の低迷が予想されております。

以上のことから本市は、行政改革プラン NEXT-STAGE において、民間活力を活かした管理運営のあり方として指定管理者制度を軸に検討してまいりましたが、建物の老朽化、取り巻く環境変化など、整理すべき課題が顕在化したため、総合的な検討を進めていくことになりました。

平成 28 年 1 月には、国の第 10 次卸売市場整備方針において、地方卸売市場に経営展望の策定が示され、本市場として平成 30 年度策定を目標に、平成 29 年 7 月より市場運営審議会の中に、専門部会を設置して検討してまいりました。

現在まで、幾度か部会を開催させていただき、市場の現状分析、基本戦略（ビジネスモデル）について、関係者から幅広く意見を伺いました。

また、建物の劣化度調査や整備計画の作成により、施設整備について基礎資料を作成いたしました。

本年 6 月に卸売市場法の改正（10 月政省令・基本方針発表）が行われ、国より一律の規制が緩和され、共通ルール以外は市場ごとにルールを定めることになり、将来の市場に、新しい法律の考え方を取り入れなければならなくなりました。

今後、現在まで意見や調査内容、市場法改正の影響を考慮し、市場あり方や施設整備の方向性を含めた「経営展望」の策定を、引続き部会を開催し、検討を重ねてまいりたいと考えております。

### 1. 苫小牧市公設地方卸売市場の概要

・昭和 28 年 6 月生鮮食料品の円滑な流通と取引の適正化を図り、市民の食生活の安定に資するため北海道初の公設魚菜卸売市場として浜町に開設、業務を開始した。

昭和 41 年本市及び近隣人口の増加に伴い取扱量が増加したことにより、施設が狭隘となり、汐見町、西港漁港区内（現在の水産物部）に移転した。

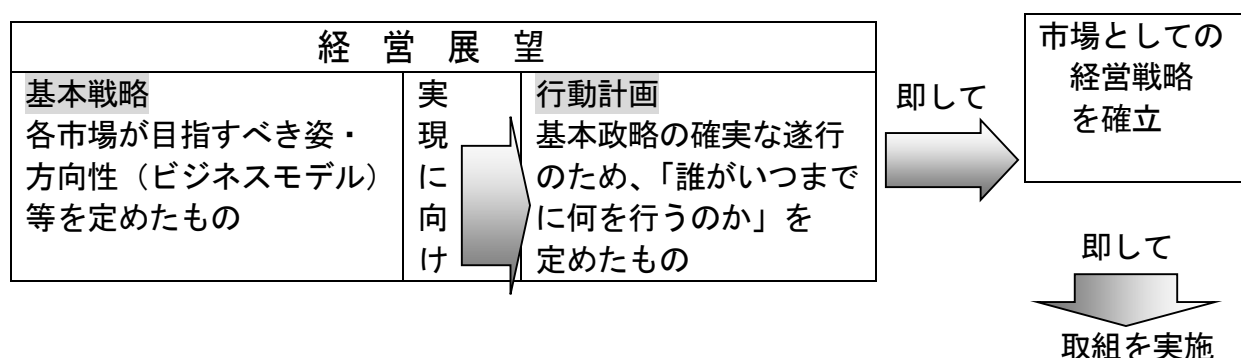
昭和 46 年 青果物の需要の増大に伴い、青果部を港町（現在の青果部）に分離独立し、花卉部を昭和 56 年に分離・独立、平成 9 年に施設狭隘のため末広町（現在の花卉部）に新築移転し、現在に至っている。

### 2. 第 10 次「卸売整備基本方針」の基本的考え方（平成 28 年 1 月）

## 卸売市場における経営戦略の確立

各卸売市場は、それぞれのあり方、位置付け・役割、機能強化の方向等を明確にした「経営展望」を策定し、市場としての経営戦略を確立することが必要です。その際、各卸売市場の立地条件等を踏まえた目指すべきビジネスモデルの方向を定めることが重要です。

### 経営展望と経営戦略の考え方



## 3. 卸売市場法の一部を改正する法律の概要（平成 30 年 6 月）

### 改正の背景

- ・ 食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷、分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。今後も食品流通の核として堅持。
- ・ 卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進。

### 卸売市場法改正の抜粋

- ・ 基本方針等に即し、生鮮食料品等の公正な取引の場として、①～⑥の共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場又地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事が認定・公表し、指導・検査監督する。
- ① 売買取引の公表      ② 差別的取扱の禁止      ③ 受託拒否の禁止（中央卸売市場のみ）
- ④ 代金決済ルールの策定・公表      ⑤ 取引条件の公表      ⑥ 取引結果の公表
- ⑦ その他の取引ルールの公表      ※ 第三者販売、直荷引きの禁止、商物一致等。卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏み、共通のルールに反しない範囲において定めることができる。

### 3. 審議会及び部会取り組み経過

#### 手順1 経営展望策定の検討体制の構築について

○第20期第2回運営審議会（平成29年5月25日開催）

経営展望の概要と策定までの予定、部会設置について承認を得た

○第20期第3回運営審議会（平成29年7月11日開催）

市場運営審議会の中に、水産・青果・花卉の3部会を設置について承認を得て、各部会5名委員を配置し、部会長、副部会長の選出した

#### 《議会報告》

●市議会文教経済委員会所管事項報告（平成29年6月21日開催）

『公設地方卸売市場のあり方についての取り組み経過』として、経営展望の策定方針について、報告、承認された

#### 手順2 外部環境及び内部環境の分析

スワット分析（内部環境、強み・弱み、外部環境、機会・脅威の4つの要因を評価し、組合せ、整理し、分析する）を行い、組合せをすることでより効果的な方向性を検討する。

○第1回水産部会開催（平成29年8月1日）

○第1回青果部会開催（平成29年8月2日）

○第1回青花卉部会開催（平成29年8月2日）

各施設の見学、スワット分析の方法説明・実施

○第2・3回青果部会開催開催（平成29年9月11日・9月22日開催）

スワット分析の実施（意見交換）※他の部会は文書により意見集約

○第2回水産部会開催（平成29年10月24日）

○第4回青果部会開催（平成29年10月26日）

○第2回花卉部会開催（平成29年10月26日）

スワット分析の実施・まとめ

### 手順3 基本戦略(ビジネスモデル)の策定について

各専門部会で行ったSWOT分析から導いた方向性及び建物劣化度調査の調査結果に基づき、目指すべき市場の基本戦略(ビジネスモデル)について意見聴取した※部会には、市の関連部局や、漁組、JAなどの生産者、生花店などにオブザーバー参加してもらい、幅広く意見を伺った。

○市場運営審議会及び合同部会開催〔第3回水産・第5回青果・第3回花卉部会〕  
(平成29年11月28日)

〈市場運営審議会〉・オブザーバー参加者の承認

○第4回～第5回水産部会開催 (平成30年1月22日・3月29日)

○第6回～第7回青果部会開催 (平成30年1月23日・3月27日)

○第4回～第5回花卉部会開催 (平成30年1月24日・3月28日)

○第6回水産部会開催 (平成30年10月29日)

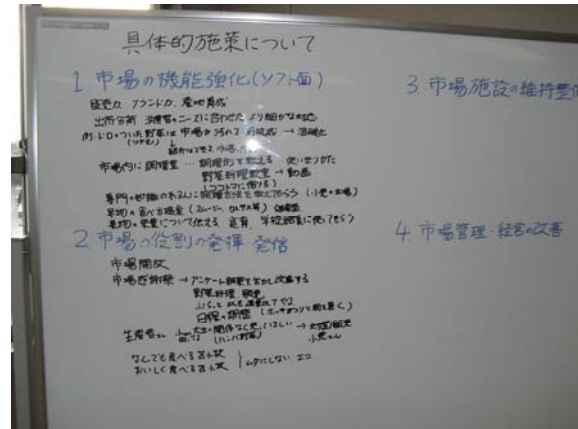
○第8回青果部会開催 (平成30年10月30日)

○第6回花卉部会開催 (平成30年10月30日)

卸売市場法の改正概要説明・あり方の分析/施設整備の方向性・整備計画概要

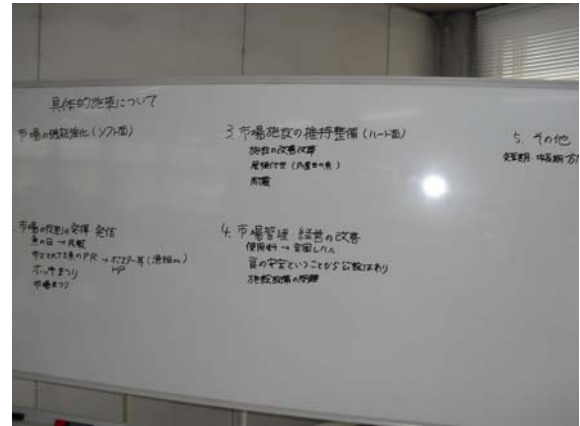
スオット  
A. SWOT分析

《青果部会》



		外部環境	
		O (機会)	T (脅威)
内 部 環 境	S (強み)	S×O 積極的攻勢	S×T 差別化戦略
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 培われた経験と人材</li> <li>• 集荷力</li> <li>• 財務力、信用力</li> <li>• 零細生産者への取引場の提供</li> </ul>	機会と強みによる積極的戦略を打ち、強みを活かした更なる役割・機能強化が期待出来るもの <ul style="list-style-type: none"> <li>• 販路拡大(地元・本州)の推進</li> <li>• 産地開拓と連携 ～コーディネート機能強化</li> <li>• 観光機能との連携 (ぷらっと港市場との連携)</li> <li>• 水産部門との連携(ほっきまつり等)</li> </ul>	強みを活かし、脅威の解消を行う戦略により、役割・機能強化が見込まれるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>• ブランド開発 ～見つける、作る、育てる～</li> <li>• 集荷力の維持・向上(支店連携)</li> <li>• 独自の入荷ルート開拓</li> <li>• 消費者ニーズの把握</li> <li>• 小売業者との取引維持</li> </ul>
	W (弱み)	W×O 段階的施策	W×T 防衛的施策
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市場機能の形骸化</li> <li>• 施設の老朽化</li> <li>• 加工施設の未整備</li> <li>• 人材不足 (食精通者、若年層)</li> <li>• 労働生産性の低さ</li> <li>• 広報・情報発信力が弱い</li> <li>• 施設使用料等の効率による経営圧迫</li> </ul>	弱みを強みに変える戦略により、役割・機能強化が見込まれるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市場活性化により情報発信力を高める。 感謝祭、見学受け入れ</li> <li>• 消費者ニーズの理解、収集</li> <li>• 施設の充実、機能力のUP</li> <li>• 鮮度を保つ為の設備</li> <li>• 外部人材の活用(食べ方提案)</li> <li>• 適切な使用料の検討</li> </ul>	縮小・撤退する戦略により、マイナス効果を減らすことが期待できるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市場組織、関係者の連携強化</li> <li>• 納品機能の維持</li> <li>• 施設の補修</li> </ul>

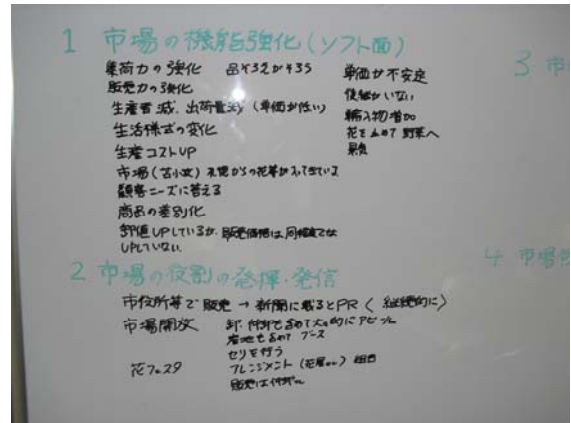
## 《水産部会》



		外部環境	
		O (機会)	T (脅威)
内部環境	S (強み)	S×O 積極的攻勢	S×T 差別化戦略
	<ul style="list-style-type: none"> <li>産地市場の機能を有する</li> <li>卸売会社の経営は安定</li> <li>経験豊富な人材多い</li> <li>公設で設備投資負担少ない</li> <li>漁組入居し連携容易である</li> <li>食堂は全国的な観光名所ホッキのPRに貢献</li> </ul>	機会と強みによる積極的戦略を打ち、強みを活かした更なる役割・機能強化が期待出来るもの	強みを活かし、脅威の解消を行う戦略により、役割・機能強化が見込まれるもの
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地元鮮魚の強化</li> <li>生産者との連携強化</li> <li>民間活力、導入の検討</li> <li>漁港区の観光スポット化協力</li> <li>ホッキ・マツカワのPR協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理の強化</li> <li>施設整備計画の検討</li> <li>地元鮮魚（カレイ等）のPR</li> <li>新しい魚（ブリ等）の普及</li> <li>冷凍・加工品など集荷強化</li> </ul>
	W (弱み)	W×O 段階的施策	W×T 防衛的施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品加工業が少ない</li> <li>水産は取扱の変動が大きい</li> <li>職場の若者女性が少ない</li> <li>市民への馴染みがない</li> <li>老朽化狭隘化が進んでいる</li> <li>奨励金・使用料の割合が高い</li> </ul>	弱みを強みに変える戦略により、役割・機能強化が見込まれるもの	縮小・撤退する戦略により、マイナス効果を減らすことが期待できるもの	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場開放による活性化</li> <li>加工場の開拓や連携</li> <li>他市場、他産地との連携</li> <li>働きやすい環境整備</li> <li>先進技術の導入</li> <li>狭隘化の解消</li> <li>奨励金、使用料の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元スーパーへ流通拡大</li> <li>市外への流通拡大</li> <li>施設の有効活用</li> <li>防災等の訓練の実施</li> </ul>	



## 《花卉部会》



		外部環境	
		O (機会)	T (脅威)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸海空の交通の拠点 ～仕入れの輸送コストが安い～ ～空港から輸出・全国発送～ ～ハブ機能としての可能性～ ～中央IC完成(2020)～</li> <li>・大企業がある都市 (トヨタ・王子・苫東など)</li> <li>・近隣に産地がある (JA広域・むかわ・南空知など)</li> <li>・産地と連携して花卉集荷可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化による地域人口、商圏人口の減少</li> <li>・冠婚葬祭の様変わり</li> <li>・生活様式の変化 ～記念日の贈る花減少～ ～若者離れ・切花の減少～</li> <li>・流通の多様化 ～量販店・ホームセンター～</li> <li>・中央市場への集荷集中</li> <li>・花卉生産者の減少</li> <li>・燃料費の高騰</li> </ul>
内部環境	S (強み)	S×O 積極的攻勢	S×T 差別化戦略
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花卉は小売専門店が主流</li> <li>・店市場間流通の拡大</li> <li>・鉢物は全道2位である</li> <li>・珍しい花材の入荷 (東京市場と連携)</li> <li>・施設が比較的新しい</li> <li>・施設が広く、物流機能に優れている</li> </ul>	<p>機会と強みによる積極的戦略を打ち、強みを活かした更なる役割・機能強化が期待出来るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者との連携</li> <li>・鉢物の普及強化</li> <li>・民間活力、導入の検討</li> <li>・施設の有効活用</li> <li>・フラワーアレンジ教室等開催</li> <li>・一体化した経営戦略を検討</li> </ul>	<p>強みを活かし、脅威の解消を行う戦略により、役割・機能強化が見込まれるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズに則した入荷</li> <li>・市内の生花店からの料率UP</li> <li>・イベント・花育の実施 (若年層の花離れ防止)</li> </ul>
		W (弱み)	W×O 段階的施策
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務用花卉の需要減少</li> <li>・高額品種が入手しにくい (量販店取扱増加のため)</li> <li>・入口が整理されていない</li> <li>・冷蔵施設が手狭である</li> <li>・事業規模が小さい</li> <li>・使用料負担が大きい</li> <li>・人材が少ない労働力不足</li> </ul>	<p>弱みを強みに変える戦略により、役割・機能強化が見込まれるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料の見直し検討</li> <li>・冷蔵施設などの更新計画</li> <li>・市場開放などの更新計画</li> <li>・人材の育成・施設の美化</li> </ul>	<p>縮小・撤退する戦略により、マイナス効果を減らすことが期待できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営の編成検討</li> <li>・経営体質の強化、支援</li> <li>・施設内整理や清掃強化</li> </ul>

## B. 建物劣化度調査

老朽化の進んでいる水産棟、青果棟において、建物及び設備全体の目視調査、超音波探傷検査、コンクリート圧縮検査等の劣化度状況を評価の上、機能診断を行いました。



【圧縮強度試験】



【超音波厚さ計による部材厚測定】

### ● 調査結果及び修繕方針

#### a. 構造調査

国土交通省が定めるRC造(鉄骨造)の耐用年数65年に対して、コンクリートおよび鉄筋(鉄筋)が所定の基準強度を有していることから、躯体の耐用年数はむこう15年間の施設運用において問題ないと判断できます。

#### b. 仕上調査

床のタイルや天井のケイカル板などは評価がCの項目で、施設運用上支障はないが1~3年で修繕を行うことが望ましい。外壁や内装などは評価がBの項目で、通常点検で管理していくが、4~10年以内に更新することが望ましい。

#### c. 附属設備調査

青果棟は、評価Cの項目である温水暖房設備において、ファンコンベクターの整備が必要であり、また、換気設備においても設置後45年を経過したものが多いため、更新が必要である。

水産棟は、機械設備において、冷凍庫換気口まわりの氷結対策や、厨房フード排気にグリスフィルタを設けることが望ましい。

電気設備においては、評価Bの項目である受変電・動力・電灯・非常放送・自動火災報知においては、通常点検で管理していくが、4~10年以内に更新することが望ましい。

※調査の結果、a. 構造調査、b. 仕上調査、c. 附属設備調査のいずれにおいても、施設機能・安全上は早期に修繕を要するものD判定はありませんでした。

## C. 経営展望〔市場のあり方/施設整備の方向性(案)〕

### <背景>

市場を取巻く環境は、少子高齢化時代を迎え、生活慣習の変化や流通の多様化などから今後は取扱高の低迷が予想されている。本市は行政改革プランNEXT-STAGEにおいて、民間活力の積極的な活用を検討してきたが、整理する課題が顕在化したため、今年度末に策定を予定している『経営展望』の中で、今後の市場のあり方や施設整備の方向性を示していくことになった。

昨年7月より市場運営審議会の中に、専門部会を設置して、市場の客観的評価や基本的戦略について様々な意見を伺ってきた。

意見に加えて、市場を取巻く環境の変化や卸売市場法の改正(本年6月可決)に伴う影響などを考慮して、市(開設者)として整理した。

### 1.管理運営のあり方

#### 1).市場の必要性 【高い】

近年は、流通の多様化により市場の必要性が議論されてきたが、農水省の調査によると市場経由率は依然高く、改正後の卸売市場法でも、今後も食品流通の核として位置付けられており、その役割や機能を考えると市場の必要性は高い。

#### 2).公設の意義 【低い】

人口減少時代を迎えて積極的な施設整備は現実的でなくなり、加えて改正後の卸売市場法では、開設者の公設要件が撤廃されており、公設である必要性は低くなってきている。

#### 3). 管理運営方法の比較

区分	管理運営方法	公共性確保			行政負担			経営自由度			長 所	課 題
民間 移 譲	A 1.民設民営 施設・運営とも民間	市場法									行政は事業負担がなくなり、事業者は経営の自由度が増す	譲渡先は運営できる経営戦略と企業体力が必要
	2.公設民営 施設は公設・運営は民間	市場法	所有者								行政負担が減少し、事業者は制限内での自由度は増す	将来の施設の修繕負担が残る
	B 施設譲渡 物流拠点化										事業者は卸売業務の制限なし、物流拠点化なども可能	卸売継続を条件に付けることが難しく、行政は関与できない
公設 維持	C 指定管理者による管理	市場法	所有者	開設者							公共性維持しながら、民間活力を導入する有効な手法	指定管理者は権限が少なく、関係者の調整が難しい
	D 自治体による運営	市場法	所有者	開設者	管理運営						現行の手法である	より効率的な運営に対応できない
閉鎖	E 市場閉鎖										行政は業務負担がなくなる	市民生活への影響がある

◆策定部会(審議会)からの管理運営に関わる主な意見

- [水産部会]
- ・ 開設者・卸売会社・生産者が別々なので、物事が中々決まらない。
  - ・ 公設市場であるから食の安全安心は保たれる。
  - ・ 指定管理者は、図書館などの一般の会社は難しい。
  - ・ 施設整備は行政が行ってほしい。
- [青果部会]
- ・ 観光機能と連携する。
  - ・ 市場活性化により情報発信力を高める。
  - ・ 指定管理者の導入に時間が掛かっており、進捗が遅い。
  - ・ (縮減効果)使用料減額は本当に切実な要望である。
- [花卉部会]
- ・ 施設を有効活用する。
  - ・ 民間先進発想(インターネットなど)を取り入れる。
  - ・ 生産者としては、苫小牧に市場を残してほしい。
  - ・ 全国的に売上が下落し、卸会社の経営厳しく使用料減額してほしい。
  - ・ 指定管理者制度導入では、卸売会社はメリットがない。
  - ・ 年1回の市場開放では問題解決出来なく継続的施策が必要。

## 2.施設整備について

平成29年度に実施した建物劣化度調査については、水産棟・青果棟ともに国土交通省が定める耐用年数に対して十分な基準強度を有しており、躯体の耐用年数はむこう15年間の施設運用において問題ないと判断できる結果であった。

調査結果を踏まえ、各部会の意見等を考慮して、方向性(案)をまとめた。

- 【水産】**
- ①施設の衛生管理の機能強化をしていく。
  - ②維持修繕を実施し、長寿命化を図りながら施設を有効利用していく。
  - ③屋根や床など要望事項に応えた整備を、優先していく。
- 【青果】**
- ①冷却設備の更新・整備などの機能強化をしていく。
  - ②維持修繕を実施し、長寿命化を図りながら施設を有効利用していく。
  - ③床や壁など要望事項に応えた整備を、優先していく。
- 【花卉】**
- ①修繕を実施し、長寿命化を図りながら施設を有効利用していく。

※各部門、整備に関する費用を積算し資金計画を作成して、使用料の見直し(減額)を実現していく。

# ■公設地方卸売市場整備計画の概要（案）

2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 単位（千円）

部	施設名	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	合計 (1~15年目)	
水産物部	A 1 水産棟（外壁・事務所床・内装等）	□		□	□	□	□	□	□	□	□						79,340	
	2 西側屋根	□															14,000	
	3 天井2F部分	□															2,000	
	4 西側窓 カバー工法		□														20,000	
	5 売場 床修繕		□①	□②	□③												22,113	
	6 LED化				□①	□②	□③	□④										10,000
	7 防鼠設備(食堂・事務所・売場)	□																4,266
	8 冷却装置（プラント）整備更新			☆	☆													12,500
	B 9 水産部冷蔵倉庫								□									21,853
	10 冷却装置（プラント）整備更新		☆						☆									5,850
	C 11 水産外トイレ					□												3,200
	D 12 水産部倉庫（荷受）			□	□													380
	E 衛生管理																	
	13 シートシャッター			□	□	□												10,500
	14 ビニールカーテン	□																4,000
	15 室内エアコン設置	□																1,000
	16 下屋新設	※港湾地区になるので別途協議とする。																
17 水産物部 小修繕	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	30,000	
青果部	F 18 青果棟（内装・設備等）	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	77,450	
	19 屋根								○								40,754	
	20 外壁				○												4,225	
	21 その他外部	○		○													12,981	
	22 床	○				○											5,700	
	23 巾木	○				○											967	
	24 壁	○				○											3,588	
	25 天井	○				○											5,600	
	26 売場 床改修		○①	○②	○③													47,346
	27 LED化				○①	○②	○③	○④	○⑤									12,500
	28 冷却装置（プラント）整備更新	☆	☆	☆		☆	☆		☆		☆		☆	☆	☆	☆	☆	50,200
	G 29 低温流通センター（屋根・外壁）		○	○			○		○									60,992
	30 キュービクルブレイカー交換								○									210
	31 冷却装置（プラント）整備更新	☆	☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆						43,800
	H 32 パッケージセンター			○					○	○					○			9,186
	I 33 北側上屋1・2	○		○					○									10,377
	J 34 倉庫（旧パッケージセンター）		○	○					○			○					○	8,009
K 35 旧花卉棟	※老朽化のため、使用困難時は撤去する。																	
36 青果部 小修繕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30,000	
花卉部	L 37 花卉棟（庇など）			◇													3,400	
	38 冷却装置（プラント）整備更新			☆													10,000	
	39 暖房設備※低費用に改良検討			◇													8,000	
40 花卉部 小修繕	◇	◇	◇														3,000	
41 建物診断調査											◎						6,000	
合計		60,400	81,553	82,292	78,210	95,110	82,022	70,355	72,864	19,100	20,674	9,400	5,200	7,500	4,600	6,005	695,285	

□水産棟維持管理・整備

◇花卉棟維持管理・整備

○青果棟維持管理・整備

☆冷却装置(プラント)整備更新

※囲み英数字は、数年に分けて実施する



## 業務規程の変更について





## 第4条(2) 販売開始の時刻の変更について

《変更前》

取扱品目の部類	期間	時刻
青果部	5月1日から <u>11月15日</u> まで	午前7時
	<u>11月16日</u> から翌年の4月30日まで	午前7時30分



《変更後》

取扱品目の部類	期間	時刻
青果部	5月1日から <u>10月31日</u> まで	午前7時
	<u>11月1日</u> から翌年の4月30日まで	午前7時30分

※青果部については、平成25年から臨時的に変更していたが定着したため。



## 仲卸人の承認について



## 青果部仲卸人の承認について

平成 30 年 10 月 2 日付で、青果部に仲卸人の申請がありました。

〔申請者〕

住所	青森県八戸市大字川原木字神才 7 番地の 4
商号氏名	東北青果株式会社 代表取締役 竹中 英夫
取扱品目の部類	野菜・果実（生鮮品）
経験年数	20 年 年間買受見込額 6 億円

### 1. 経過

- ◎平成 30 年 4 月 卸売会社より青果仲卸参入について相談があった。（面談）
- ◎平成 30 年 4 月 卸売会社の要請を受けて、青果の関連事業者会議を開催した。
- ◎平成 30 年 5 月 再度、青果の関連事業者会議を開催した。  
※買受人組合からの反対はなかったが仲卸組合からは賛同を得られなかったため卸売会社を通して、その旨伝える。
- ◎平成 30 年 10 月 2 日 東北青果(株)より開設者へ正式に申請を受ける（面談）
- ◎平成 30 年 10 月 26 日 開設者として青果の関連事業者会議を開催し、申請者にヒアリングを行った。

### 2. 仲卸人承認の規定・手続（市業務規程）

- 第 13 条 仲卸人及び買受人となろうとする者は、氏名や名称など必要事項を記載した書類を市長に提出し承認を受けなければならない。
- 第 14 条 承認を受けた日から 30 日以内に誓約書を添えて保証金を市に預託しなければならない。
- 第 15 条 当該業務を開始したときは届出しなければならない。

### 3. 運営審議会の規定

- （市業務規程） 第 12 条 北海道地方卸売市場条例第 17 条の 2 の規定に基づき、苫小牧市公設地方卸売市場運営委員会を置く。
- （道市場条例） 第 17 条の 2 の 1 項 開設者は、売買取引に業務規程で、市場取引委員会を置くことができる。
- 第 17 条の 2 の 2 項（準用） 委員会は業務規程の変更（第 3 条に掲げる事項の変更に限る）に関し、公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意見を述べることができる。
- 第 3 条 6 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項

## 参考 苫小牧市場仲卸制度の経過

### 〈青果部〉

- S 53. 2. 20 苫小牧青果商業協同組合より、「仲卸制度」の要望あり
- S 53. 4. 19 市場運営委員会に諮問し、導入決定
- S 55. 5. 22 募集に伴い、当市場仲卸人選考委員会に選考審議依頼  
(水産・青果卸売会社、水産青果買受人組合、食品卸売センター  
苫小牧信用金庫、商工会議所、消費者協会、経済部長)
- S 53. 5. 31 市場仲卸人選考委員会に申請者 5 名全員が選考される
- S 53. 7. 1 仲卸人制度を導入し、業務を開始(増設前の売場等を活用)
- ・マルセイ道央青果(株) (H11. 4. 1(株)コジヤスナへ商号変更)
  - ・大漸青果(株) ・(株)泰正青果 ・(株)道南青果
  - ・苫小牧合同青果(株) 以上 5 社

※承認条件 ①苫小牧市公設地方卸売市場仲卸人としての関係法令等を遵守し業務を執行すること。

②公共的使命を果すため公設市場の基本的原則に立脚して明朗な取引の涵養に努めること。

③仲卸手数料については 5%を基準とすること。

- H 17. 12. 10 (株)泰正青果、仲卸人承認取消(自主廃業)
- H 17. 12. 22 文教経済委員会に「仲卸人承認取消」報告
- H 18. 1. 16 青果関係者会議(卸・仲卸・組合・追加募集は当面行わない、但し、卸から状況変わったから見直しすることを付す)
- H 19. 11. 8 大漸青果(株)、仲卸人承認取消(会社破産)

### 〈花卉部〉

- H 24. 7. 19 市場運営審議会において業務規定改正(案)承認(第 17 条)  
仲卸の数(旧)青果部 10 限度→(新)青果部 5 花卉部 2  
※利害関係者、中央花卉(株)、生花組合は参入に対して事前了承済
- H 24. 8. 1 業務規定改正(市長決裁)
- H 24. 9. 4 仲卸承認(部長専決)
- H 24. 10. 1 業務開始

経営展望策定部会員の配置及び部会長、  
副部会長の選出（案）について





## 1. 経営展望策定部会の配置及び部会長、副部会長選出（案）について

前期から引続き参加いただく委員は、前期から部会に継続して配置してます。  
 部会長・副部会長についても継続してお願いします。  
 新規に参加いただいた委員は、それぞれの専門の部会に配置しております。

水産部会	青果部会	花卉部会
苦小牧商工会議所 ●市町委員	苦小牧駒澤大学 ●田崎委員	苦小牧市町内会婦人部会 ●工藤委員
苦小牧市町内会連合会 ○佐々木委員	苦小牧市消費者協会 ○山内委員	苦小牧市婦人団体連絡協議会 ○緒方委員
マルトマ苦小牧卸売(株) 菅原委員	丸一苦小牧中央青果(株) 大窪委員	苦小牧中央花卉(株) 島委員
苦小牧魚菜買受人協同組合 石垣委員	苦小牧青果仲卸協同組合 飯島委員	(株)苦花 鈴木委員
一般公募 橋根委員	苦小牧地方青果商業協同組合 田中委員	苦小牧生花商組合 米田委員
苦小牧漁業協同組合 ◎伊藤委員	とまこまい広域農業協同組合 ◎服部委員	

※●は部会長、○副部会長、◎新規委員

苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会  
経営展望策定検討部会設置要綱

(位置付・名称)

第1条 この部会は、苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会（以下「運営審議会」という。）の中に設置し、名称を苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会経営展望策定検討部会（以下「部会」という。）という。

(目的)

第2条 苫小牧市公設地方卸売市場経営展望策定についての合議機関として設置する。

(部会の構成)

第3条 部会は、次の3部会とし、運営審議会委員、各5名で構成する。

- (1) 水産部会
- (2) 青果部会
- (3) 花卉部会

2 委員の任期は運営審議会委員の任期とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 部会に委員の互選により次の役員をおく。

- (1) 部会長 各1名
- (2) 副部会長 各1名

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事業)

第5条 部会は、第2条の目的達成のため、次の事項について協議し、開設者へ意見を述べることができる。

- (1) 外部環境及び内部環境の分析に関する事
- (2) 基本戦略（ビジネスモデル）の策定に関する事
- (3) 行動計画の策定に関する事
- (4) 基本戦略・行動計画の遂行に関する事

(5) 行動計画の遂行状況の評価と見直しに関すること

(会議)

第6条 会議は、委員からの要請及び事務局が必要に応じて部会長が招集する。

(意見等の聴取)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて説明を求め、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第8条 部会の事務局は、市場管理室におく。

(その他の事項)

第9条 要綱の変更及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は部会で協議して決定する。

附 則

この要綱は平成29年7月11日から施行する。



## 苫小牧市公設地方卸売市場業務規程（運営審議会関係抜粋）

（開場の時間等）

第4条 開場の時間及び卸売業者の販売開始の時刻は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ関係者に周知してこれを臨時に変更することができる。

(1) 開場の時間 午前5時30分から午後4時まで

(2) 販売開始の時刻

取扱品目の部類	期間	時刻
青果部	5月1日から11月15日まで	午前7時
	11月16日から翌年の4月30日まで	午前7時30分
水産物部	4月1日から11月30日まで	午前6時30分
	12月1日から翌年の3月31日まで	午前7時
花き部	4月1日から10月31日まで	午前8時30分
	11月1日から翌年の3月31日まで	午前9時

（苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会）

第12条 北海道地方卸売市場条例第17条の2の規定に基づき、苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員17人以内で組織する。

3 委員は、卸売業者、仲卸人、買受人その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（仲卸人等の承認等）

第13条の2

仲卸人及び買受人(以下「仲卸人等」という。)となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 商号及び主たる業種名

(3) 承認を受けて仲卸人等の業務を行おうとする取扱品目の部類

(4) 市場における1年間の取引見込額(消費税額及び地方消費税額を含む。)

(5) 法人である場合にあつては、資本又は出資の額及び役員の名

第5章 苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会

（会長及び副会長）

第54条 苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 4 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、会長の職務を代理する。

( 会 議 )

第55条 審議会の会議は、会長が召集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 意見等の聴取 )

第56条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

( 委 任 )

第57条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 北海道地方卸売市場条例（運営審議会関係抜粋）

( 市場取引委員会 )

第17条の2 開設者は、地方卸売市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、業務規程で、市場取引委員会(以下この条において「委員会」という。)を置くことができる。

- 2 委員会は、業務規程の変更(第3条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更に限る。)に関し、及び当該地方卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意見を述べることができる。

- 3 委員会の委員は、卸売業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、委員会を設置する開設者が委嘱する。

- 4 前3項に掲げるもののほか、委員会の委員、組織及び運営に関し必要な事項は、委員会を設置する開設者が業務規程で定める。

( 業務規程及び事業計画に定める事項 )

第3条 法第56条第2項に規定する条例で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 地方卸売市場の位置及び面積
- 2 取扱品目
- 3 開場の期日及び時間
- 4 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法
- 5 卸売の業務を行なう者に関する事項
- 6 卸売の業務を行なう者以外の関係事業者に関する事項
- 7 施設の使用料
- 8 地方卸売市場内の秩序の保持に関する事項